

障害者差別解消法が4月1日から施行されます

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

●障害者差別解消法とは？

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人もない人も、お互いに人格や個性を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指しています。

●障害を理由とする差別とは？

1. 不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするようなことをしてはいけません。

例 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

2. 合理的配慮の不提供

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁*を取り除くために必要で合理的な配慮を行わなければなりません。

例 筆談や読み上げなど、障害の特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること。

*社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。(事物、制度、慣行、観念など)

●市役所と会社やお店などの違いは？

区 分	不当な差別的取扱い		合理的配慮の提供	
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務	障害のある方に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者			努力義務	障害のある方に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

●障害者差別解消法Q & A

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか？	Q 国の行政機関や地方公共団体などが「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？	Q 民間事業者が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？
A この法律は、国の行政機関、地方公共団体や民間事業者などを規制の対象にしています。一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは対象にしています。	A 行政機関などの職員の対応に問題がある場合などには、その職員が所属する行政機関などの相談窓口にお申し出ください。	A その民間事業者の事業を担当する省庁や都道府県、市区町村の相談窓口にお申し出ください。なお、市役所では、社会福祉課に「障害を理由とする差別に関する相談窓口」を設置します。お話を聞いた上で、必要に応じ、適切な相談先をご紹介したりおつなぎしたいと考えています。

問／社会福祉課 (☎内線356)

発達障害をご存知ですか？

4月2日～8日は発達障害啓発週間です

発達障害は、脳機能の発達に関係する生まれつきの障害です。発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。しかしそれは、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものです。

発達障害の特性

広汎性発達障害

<アスペルガー症候群>

- 基本的に言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味、関心の偏り
- (言語発達に比べて)不器用

<自閉症>

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味、関心の偏り

<学習障害>

- 「読む」、「書く」、「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

<注意欠如・多動性障害(ADHD)>

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

知的な遅れを伴うこともあります

難しいこと、困っていること、悩んでいること、手伝って欲しいことはあるけれど、そのためにも、早めに適切な療育や助言を受けることが、とても大切です。

できることもたくさんある！

～発達障害に関する健康福祉部の相談窓口～

市では、関係各課が連携をとり、課題解決や支援などに当たっています。相談のしやすい窓口をご利用ください。なお、相談の内容により、県などの専門機関などを紹介したり、おつなぎしたりする場合もあります。

<主に未就学児> 健康増進課 (☎内線 347～349)

<児童全般> 子ども福祉課 (☎内線 395)

<主に18歳以上> 社会福祉課 (☎内線 355～358)

守ろう 交通ルール 高めよう 交通マナー

交通ルール 守るあなたが 守られる

4月6日(水)～15日(金)の10日間、交通事故防止の徹底を図るべく「春の全国交通安全運動」が実施されます。市においても4月6日(水)の9時から市役所前広場において、春の交通安全市民総ぐるみ運動開始式を行い、運動期間中は、交通安全啓発活動などを展開します。

交通事故死ゼロを目指す日：4月10日(日) 春の交通安全運動の基本：「子どもと高齢者の交通事故防止」

運動の重点

- I 自転車の安全利用の推進（特に自転車安全利用五則の周知徹底）
- II 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- III 飲酒運転の根絶

以上3点を掲げ運動を展開します。

自転車安全利用五則とは

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



この運動期間中、家庭や職場、地域で交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践について、もう一度話し合いをし、交通事故防止に努めましょう。

問／生活環境課（☎内線334）

第4回 千年希望の丘植樹祭 2016

今年の植樹祭は、復興交付金事業で長谷釜地区に築造した丘と丘を結ぶ園路に苗木を植樹する祭典です。園路延長約1,700mに約10万本の植樹を行う全国最大級の植樹祭となります。

どなたでも無料で参加できます。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

※申し込み方法や詳細なスケジュールなどは、広報いわぬま5月号および市ホームページでお知らせします。

<スケジュールなど（予定）>

日時／5月28日(土) 14時～（雨天時決行、荒天時中止）

内容／開会式、植樹指導、植樹活動、イベントなど

持ち物／植樹に適した服装、ハンドシャベル、軍手、タオル、飲料水、軽食など

問／復興・都市整備課（☎内線427）

